

2007年1月23日

京都市長 榎本頼兼様

NPO 法人京滋マンション管理対策協議会

代表幹事 清水雅夫

新たな景観政策に対応するマンション政策の検討・立案に関する協議機関設置の要望

私どもは、京都、滋賀のマンション管理組合で構成する団体で、1981年に設立され、現在、211マンション・23,484戸が加盟しております。このうち、京都市内に所在するマンションは160マンション・17,334戸であります。

平素は、ひとかたならぬご支援、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、貴市におかれまして、新たな景観政策の素案を公表されました。この素案に対しまして、当会におきましても、昨年12月に意見書を提出させていただきました。そこでも述べておりますが、この度の新たな景観政策の考え方について、私どもは基本的に賛同しております。しかし、素案で示されております内容は、景観政策のみで、これに対応するマンション政策や住宅政策は特に示されておられません。このため、当会の会員の間でも少なからぬ不安や疑問が生じております。

たとえば、大震災が発生した場合において、あるマンションが、被災マンション法に定められているような全部滅失状態に至った場合、今回の景観政策によりますと、建替えを実施しても、高さ31mのマンションの場合は、15mの高さのものしか建てられません。そうすると、極端な場合、半数近くの家帯が戻ってこれない事態も考えられ、これらの人たちは、住む所が無くなってしまいます。もとよりこれらの人々には、憲法で保障された居住の権利があるわけですが、現在の素案では、こうした権利がどのように担保されるのかについては、触れられてはおりません。

そこで、私どもは、提案されている景観政策を実施していく場合に必要となってくるマンション政策あるいは住宅政策について、学識経験者、関係者のみならず、私どもマンションに居住する者も含めた市民も参加する検討・立案のための継続的な協議の場を、貴市において設置されることを強く要望申し上げます。

この度の景観政策は、京都100年の大計ともいえる重要な政策であり、京都が持つ本来の美しさを実現していくために成就しなければならない事業でもあります。そのためにも、その内容について議論を深め、京都市民が十分納得し、協力していけるような政策に高めあげることが肝要であります。

以上のような私どもの要望の趣旨をご賢察のうえ、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。